

藤沢市公告第 209 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するため、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、公告の日から2週間、下水道計画業務課において一般の縦覧に供する。

2026年（令和8年）9月18日

藤沢市長
鈴木 恒夫

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日	2026年（令和8年）10月1日
排水施設の位置	下水道計画業務課内で関係図面による
下水（污水）を処理すべき区域	鵜沼神明四丁目386番1 渡内四丁目819番1、819番3、 819番4、819番5、 819番6、819番7、 819番8、819番9、 819番10、819番11、 819番12、819番13、 819番14 立石一丁目3249番2 亀井野406番20
終末処理場の名称及び位置	（1）南部処理区 辻堂浄化センター 藤沢市辻堂西海岸三丁目3番1号 （2）東部処理区 大清水浄化センター 藤沢市大鋸1500番地
排水施設の合流式又は分流式の別	（1）南部処理区：合流式（污水） （2）東部処理区：分流式（污水）

以 上